

令和3年9月15日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和3年第9回）議事録

1. 開催日時 令和3年9月15日（水曜日）午前9時

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（22名）

1 番 齋 藤 誠	1 2 番 佐々木 純 一
2 番 畑 山 留美子	1 3 番 佐々木 知 榮
3 番 佐 藤 喜 勝	1 4 番 加 藤 三 敏
4 番 岡 部 五 一 郎	1 6 番 富 樫 公 一
5 番 佐々木 亨	1 7 番 伊 藤 直 子
6 番 小 野 晃 一	1 8 番 菅 原 文 克
7 番 大 瀧 浪 雄	1 9 番 佐 藤 秀 孝
8 番 小 松 健	2 0 番 佐 藤 源 樹
9 番 小 松 幸 夫	2 1 番 庄 司 和 夫
1 0 番 佐 藤 順	2 2 番 伊 藤 剛
1 1 番 佐 藤 崇	2 4 番 佐 藤 系 悦

4. 欠席した委員（2名）

1 5 番 石 井 勲
2 3 番 吉 尾 麻 美

5. 議事日程第1号 令和3年9月15日 午前9時 開会

- 第 1. 議事録署名委員指名
- 第 2. 会議書記任命
- 第 3. 会期決定
- 第 4. 会務報告
- 第 5. 議案第59号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
- 第 6. 議案第60号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
- 第 7. 議案第61号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
- 第 8. 議案第62号 農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件
- 第 9. 議案第63号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件
- 第10. 議案第64号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件
- 第11. 議案第65号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件
- 第12. 議案第66号 由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について

6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高 橋 孝 紀	次 長	小 松 幸 月
農政班長	二 見 真 之	主 査	釜 台 勇 樹

主任	佐々木 智慧		
主査(矢島庶務班)	石 垣 あゆみ	主任(岩城庶務班)	佐 賀 歩
主事(由利庶務班)	三 保 敦	主任(大内庶務班)	松 永 希
主事(東由利庶務班)	遠 藤 大 騎	主任(西目庶務班)	佐 藤 慎
主任(鳥海庶務班)	櫻 井 浩 規		

8. 総会議長

佐 藤 系 悦

9. 議事録署名委員

1 1 番 佐 藤 崇

1 2 番 佐々木 純 一

10. 会議の概要

○議長

これより、令和3年9月2日公示招集されました、令和3年第9回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中22名であります。

15番石井勲委員、23番吉尾麻美委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の提出案件は、議案第59号から議案第66号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、11番佐藤崇委員、12番佐々木純一委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局

(事務局長による会務報告)

○議長

日程第5、議案第59号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は経営移譲に伴う新規及び再設定であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第59号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承りますが、本議案の1番につきましては、A委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩します。

【A委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第59号1番につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第59号1番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

【A委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第59号2番から4番につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第59号2番から4番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号2番から4番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第60号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事

事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は使用貸借権の新規であり、期間は10年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第60号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第60号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第61号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、計画の内容について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第61号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第61号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第62号「農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。また、この案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第62号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
調査員、12番佐々木純一委員。

○12番・佐々木純一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により周辺農地に係る営農条件への支障はないことを確認してきたことを確認してきた旨を報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第62号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第62号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第62号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第63号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、はじめに1番について事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画など整備されていたものの、現地確認の結果疑義が生じたため、改めて追認案件として審議を保留する旨、説明する。)

○議長

議案第63号1番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番佐々木純一委員。

○12番・佐々木純一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況により、追認案件とすることが妥当だと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

1番につきまして、事務局より審議を保留することが適当との意見がありました。

ただいまの議案第63号1番の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第63号1番は、事務局説明、現地調査報告の通り、審議を保留することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号1番は、審議保留とすることに決定いたしました。

○議長

次に、2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事、また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第63号2番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、1番齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第63号2番の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第63号2番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第63号2番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号2番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第64号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事、また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で

許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第64号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番佐々木純一委員。

○12番・佐々木純一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第64号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第64号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮り致します。議案第64号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第65号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(本荘1について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事、また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○事務局

(本荘2について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事、また、この案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象となることから、本総会で許可することに決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。)

○議長

議案第65号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番佐々木純一委員。

○12番・佐々木純一委員

(本荘1及び本荘2について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第65号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第65号1番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、2番は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに、1番についてお諮り致します。

議案第65号1番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、2番についてお諮り致します。

議案第65号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

【市農業振興課担当者着席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第12、議案第66号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とします。

最初に変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。

○市農業振興課職員

(由利本荘農業振興地域整備計画書(変更案)に基づき、申請地、面積、変更事由、計画への一部編入、除外であることを説明する。)

○議長

次に、個別の変更内容につきまして、対図番号「本1」から「西2」につきまして、担当者の説明を求めます。

○事務局職員

(対図番号「本1」について、由利本荘農業振興地域整備計画書(変更案)に基づき、申請地、面積、変更事由、計画からの除外であることを説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請

地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、申請地の周辺状況により、農地の利用集積計画、土地改良施設等への影響はないと認められること。被害防除計画においても問題がなく、土地改良事業等は実施されていないことから、農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○事務局職員

(対図番号「本2」について、由利本荘農業振興地域整備計画書(変更案)に基づき、申請地、面積、変更事由、計画からの除外であることを説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、除外地の規模の妥当性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと。申請地の周辺状況により、農地の利用集積計画、土地改良施設等への影響はないと認められること。被害防除計画においても問題がなく、土地改良事業等は実施されていないことから、農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○事務局職員

(対図番号「本3」について、由利本荘農業振興地域整備計画書(変更案)に基づき、申請地、面積、変更事由、計画からの除外であることを説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、除外地の規模の妥当性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと。申請地の周辺状況により、農地の利用集積計画、土地改良施設等への影響はないと認められること。被害防除計画においても問題がなく、土地改良事業等は実施されていないことから、農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○事務局職員

(対図番号「矢1」について、由利本荘農業振興地域整備計画書(変更案)に基づき、申請地、面積、変更事由、計画からの編入であることを説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、用途変更の必要性、用途変更の規模の妥当性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと。申請地の周辺状況により、農地の利用集積計画、被害防除計画においても問題がなく、土地改良施設等への影響はないと認められること。土地改良事業等は実施されていないことから、農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○事務局職員

(対図番号「大1」について、由利本荘農業振興地域整備計画書(変更案)に基づき、申請地、面積、変更事由、計画からの除外であることを説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、除外地の規模の妥当性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと。申請地の周辺状況により、農地の利用集積計画、土地改良施設等への影響はないと認められること。被害防除計画においても問題がなく、土地改良事業等は実施されていないことから、

農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○事務局職員

(対函番号「東1」について、由利本荘農業振興地域整備計画書(変更案)に基づき、申請地、面積、変更事由、計画からの除外であることを説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、除外地の規模の妥当性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと。申請地の周辺状況により、農地の利用集積計画、土地改良施設等への影響はないと認められること。被害防除計画においても問題がなく、土地改良事業等は実施されていないことから、農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○事務局職員

(対函番号「西1」について、由利本荘農業振興地域整備計画書(変更案)に基づき、申請地、面積、変更事由、計画からの除外であることを説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、除外地の規模の妥当性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと。申請地の周辺状況により、農地の利用集積計画、土地改良施設等への影響はないと認められること。被害防除計画においても問題がなく、土地改良事業等は実施されていないことから、農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○事務局職員

(対函番号「西2」について、由利本荘農業振興地域整備計画書(変更案)に基づき、申請地、面積、変更事由、計画からの除外であることを説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、除外地の規模の妥当性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと。申請地の周辺状況により、農地の利用集積計画、土地改良施設等への影響はないと認められること。被害防除計画においても問題がなく、土地改良事業等は実施されていないことから、農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第66号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承りますが、本議案の「本3」につきましては、16番・富樫公一委員が関係する事案でありますので、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づき退席させていただきます。

暫時休憩いたします。

【富樫公一委員退席】

○議長

会議を再開いたします

ただいまの議案第66号の説明につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ご

ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

次に、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

はじめに、対函番号「本1」のご報告をお願いします。

調査員、12番佐々木純一委員。

○12番・佐々木純一委員

(対函番号「本1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、除外については農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。除外後の転用計画については、被害防除計画において問題がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対函番号「本2」及び「本3」のご報告をお願いします。

調査員、3番佐藤喜勝農地委員。

○3番・佐藤喜勝農地委員

(対函番号「本2」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、除外については農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと、除外後の転用計画について被害防除計画においては、問題がないことを確認してきた旨報告する。)

次に対函番号「本3」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、除外については農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと、また、除外後の転用計画については、被害防除計画において問題がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

今後、報告ないし質問については、起立でお願いします。

次に、対函番号「矢1」及び「矢2」のご報告をお願いします。

調査員、2番畑山留美子委員。

○2番・畑山留美子委員

(対函番号「矢1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、編入については農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと、編入後の転用計画について被害防除計画においては、問題がないことを確認してきた旨報告する。)

次に対函番号「矢2」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、用途変更については農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと、また、用途変更後の転用計画については、被害防除計画において問題がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対函番号「大1」のご報告をお願いします。

調査員、5番佐々木亨委員。

○5番・佐々木亨委員

(対図番号「大1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、除外については農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。除外後の転用計画については、被害防除計画において問題がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対図番号「東1」のご報告をお願いします。

調査員、8番小松健委員。

○8番・小松健委員

(対図番号「東1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、除外については農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。除外後の転用計画については、被害防除計画において問題がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対図番号「西1」及び「西2」のご報告をお願いします。

調査員、1番齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(対図番号「西1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、除外については農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。除外後の転用計画については、被害防除計画において問題がないことを確認してきた旨報告する。

次に、対図番号「西2」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、除外については農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。除外後の転用計画については、被害防除計画において問題がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

続いて事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局職員

(農振農用地除外の案件は、農地転用の申請を前提としていることから、農地法の規定による農地区分の立地基準、農地転用許可基準について、次の通り説明した。

対図番号「本1」は、第2種農地と判断されるが、農地法施行令第4条第2号ハ、農地法施行規則第35条第5号の第1種農地の不許可の例外である「既存の施設の拡張、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2以下」に該当すると見込まれる。

対図番号「本2」は、第1種農地と判断されるが、農地法施行令第4条第2号ハ、農地法施行規則第35条第5号の第1種農地の不許可の例外である「既存の施設の拡張、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2以下」に該当すると見込まれる。

対図番号「本3」は、第1種農地と判断されるが、施行令第4条第1項第2号ホ・農地法施行規則第37条1号の不許可の例外である「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」に該当すると見込まれる。

対図番号「大1」は、第2種農地と判断されるが、申請地周辺には、申請内容を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地はないと認められる。

対図番号「東1」は、第1種農地と判断されるが、農地法施行令第4条第2号ハ、農地法施行規則第35条第5号の不許可の例外である「既存の施設の拡張、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2以下」に該当すると見込まれる。

対図番号「西1」は、第2種農地と判断されるが、農地法施行規則第33条第4号の第1種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると見込まれる。

対図番号「西2」は、第2種農地と判断されるが、申請地周辺には、申請内容を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地はないと認められる。

また、対図番号「矢1」の編入案件、対図番号「矢2」の用途変更案件は、農地法第2条の農地として利用する要件を満たしていると認められる。

以上から、それぞれの案件が許可相当と判断された。また9件とも今後、農地転用申請がされた場合には、転用目的等の一般基準について申請内容を確認するとともに、詳細な審査を行い、総会で審査されることを説明した。）

○議長

次に、農地委員会の報告を求めます。

佐藤喜勝農地委員長。

○佐藤喜勝農地委員長

(対図番号「本2」、「本3」案件の転用見込みについて農地委員会による研究結果を報告した。いずれも第1種農地と判断されるが、対図番号「本2」については県の指導を受けながら不許可の例外に該当するか否か研究を行った。都市化の判断の難しさについて意見が出されたが、委員としての異議はなかった。また対図番号「本3」については不許可の例外要件、また、それぞれの転用場所選定理由の妥当性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障の有無についての疑義はなかった旨報告した。)

○議長

ただいまの説明及び報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

本件につきましては、挙手による採決を行います。

お諮りします。議案第66号について、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第66号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課担当者退席】

【富樫公一委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。
以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前10時56分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 佐 藤 崇

議事録署名委員 佐々木 純 一